

議案第51号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月1日提出

備前市長 田 原 隆 雄

備前市条例第 号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

備前市使用料及び手数料条例(平成17年備前市条例第88号)の一部を次のように改正する。

別表第2手数料の表中(7)の2の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号参考資料  
備前市使用料及び手数料条例新旧対照表

改正案	現行
別表第2(第3条、第7条関係) 手数料	別表第2(第3条、第7条関係) 手数料
手数料の種類	手数料の種類
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
	(7)の2 行政手続における特定の個人を1件につき 500円 識別するための番号の利用等に関する 法律第7条第1項に規定する通知カード の再交付
(8)～(35) (略)	(8)～(35) (略)
	料金額